

# 練馬区景観ガイドライン

—歩きたくなるまち 住みつづけたくなるまち ねりまを目指して—

区民の皆さまが住みやすさを実感でき、住みつづけたいと思えるようなまちをつくるためには、良好な景観の形成が欠かせません。

そのため、景観法を活用して、まちづくりに景観の視点を取り入れ、区民、事業者等との協働による景観まちづくりを進めていくための基本的な計画として平成23年8月に「練馬区景観計画」を策定しました。

練馬区の景観まちづくりは、区民の皆さまや事業者の皆さまと協働して推進していきます。

平成24年3月 練馬区

# I 景観ガイドラインの目的と構成

## 1. 景観ガイドラインの目的

練馬区の景観まちづくりを進めていく上では、まちなみをつくる建築物の建築等や身近な場所での個々の取り組みを積み重ねていくことが重要です。そのためには、区民の皆さまや事業者の皆さまの参加や創意工夫が必要です。

このガイドラインは、建築物等の新築や改築にあたって、創意工夫や協力によって景観づくりにつなげていくための考え方、個々の配慮事項や基準について示しています。

練馬区景観条例(平成 23 年 3 月練馬区条例第 10 号)に基づく届出の基準として、また区民の皆さまや事業者の皆さまが建築物等の計画を検討する際の指針として、ご活用いただくことを目的に策定したものです。

## 2. 景観ガイドラインの構成

本ガイドラインは、「練馬区景観計画」に示している景観まちづくりの方針や基準について、区民の皆さま、事業者の皆さまにより深くご理解頂くための解説を中心として構成しています。

### ■練馬区景観ガイドライン

#### I 景観ガイドラインの目的と構成 .....2

- |                           |  |
|---------------------------|--|
| 1. 景観ガイドラインの目的 ..... 2    | 本ガイドラインの目的や構成とあわせて、景観まちづくりを進める上での基本的な視点や進め方について示しています。 |
| 2. 景観ガイドラインの構成 ..... 2    |  |
| 3. 景観まちづくりの基本的な視点 ..... 3 |  |
| 4. 景観まちづくりの進め方 ..... 3    |  |

#### II 景観まちづくりの基本的な考え方 .....4

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| 1. 練馬区の景観まちづくりの目標 ..... 4 | 練馬区の景観まちづくりを進める上での基本的な考え方や配慮事項について示しています。 |
| 2. 景観まちづくりの方針 ..... 5     |   |
| 3. 区域別の方針 ..... 6         |   |

#### III 景観形成基準 .....11

- |                             |                                      |
|-----------------------------|--------------------------------------|
| 1. 建築物・工作物の建築等に関する基準 ... 12 | 建築等を行う際の景観を形成するための基準、配慮事項について示しています。 |
| 2. 開発行為に関する基準 ..... 20      |                                      |
| 3. 色彩に関する基準 ..... 21        |                                      |

練馬区景観計画では、景観まちづくりを進めていくための方針、基準を定めています。一定規模以上の建築物の建築等を行う際には、方針や基準に沿って、事前の協議や、行為の届出等を行うことが義務づけられます。

詳細な内容については、区ホームページの『練馬区景観計画』をご覧ください。

### 3. 景観まちづくりの基本的な視点

建築物の建築等、景観まちづくりにおいて念頭におくべき基本的な視点について示します。

#### ■周辺の公共空間との関係性に配慮する

建築物等は、まちを行き交う人々の目に触れ、まちなみや地域の印象に影響を与えるものです。道路等公共空間に接する、または道路から見える部分は、周辺との関係性を大切に、周囲との調和のとれた存在であることが必要です。

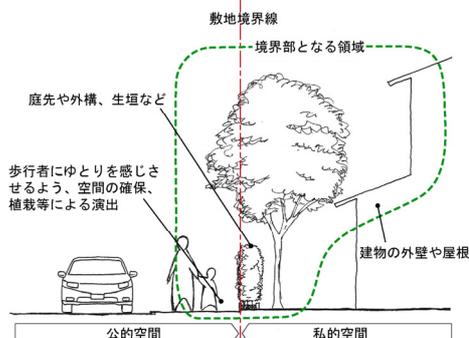
#### ■地域性や場所性に配慮する

地域の中で長く親しまれている河川沿い、公園などの景観資源との調和に努めることが必要です。そして、敷地だけで考えるのではなく、周辺とのつながりやまち全体の中での位置づけ等を広く捉えることが大切です。

#### ■みどりとの関わりを考慮する

良好な景観の形成には、『みどり』(※)を守り、積極的に増やしていくことが大切です。また、人にやさしいまちづくりを先導していくため、より安全で快適な空間をつくることを意識した形態、素材等の工夫も必要です。

※：「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」(平成19年12月 条例第79号)では、「みどり」は、樹木、草花その他の植物およびそれらが生きていくために必要な土や水が一体となっている環境と定義しています。景観計画でも同様です。



練馬区の素敵な風景 100 選より

### 4. 景観まちづくりの進め方

基本的な視点を踏まえた上で、次のような手順で建築等の計画・設計を行ってください。また、これに加えて、地域の魅力ある景観づくりに貢献するような工夫を積極的に検討してください。

#### 練馬区の景観まちづくりの考え方を知る

練馬区の景観まちづくりの基本的な考え方を示しています。計画の際には、まずこれを考慮してください。

#### 地域ごとの配慮すべき事項を確認する

区の景観特性に応じて区域を区分し、それぞれの方針や配慮事項等を示しています。計画地がどこに該当するか確認し、方針等を考慮してください。

#### 景観まちづくりのルールを確認する

計画の内容や場所に応じてルールを定めています。ルールに適合しているか確認するとともに、まちに魅力を与えるデザイン等を検討してください。

## II 景観まちづくりの基本的な考え方

### 1. 練馬区の景観まちづくりの目標

#### 歩きたくなるまち 住みつづけたくなるまち ねりま

景観まちづくりを進めるには、まちを知ることがその第一歩です。しかし、まちによってその魅力や個性は異なります。そのため、それぞれのまちの魅力や個性に出会うには、そのまちを歩き、まちを知ることが重要です。そして、まちの魅力にふれることが、もっと住んでいて心地よいまち、住んでみたい素敵なまちにしよう、というきっかけとなります。そんな暮らしの中から景観を考えることが『ねりま』の景観づくりの特色です。

そして、やすらぎ、にぎわいが共存する魅力にあふれた「ねりまのまち」を目指して、誰もが「歩いていて心地よい」「歩いてみたくなる」と感じ、「住みつづけたい」と思えるまちを目指します。

#### 【目標の実現に向けた景観づくりの基本的考え方】

目標を実現していくために、次のような景観づくりを進めていきます。  
それぞれの景観づくりにおける配慮事項について示します。

#### ■ねりまの『みどり』を活かした景観づくり

農地や屋敷林、河川、公園などの『みどり』は、人の目に映る緑だけではなく、生物や環境を含めて風土がもたらす、ねりまらしい景観です。

●建築物等の計画にあたって、練馬区の個性であるみどり豊かなまちなみ形成に努めてください。

#### ■都市をイメージするための景観づくり

練馬区という都市全体をイメージする機会は普段はありません。しかし、鉄道や駅、幹線道路を利用する広域的な行動の中で、風景の違い、みどりの豊かさなどから、『ねりま』らしさをイメージすることができます。

●計画の対象となる敷地だけではなく、広域的な景観のあり方を考えた上で計画を行ってください。

#### ■心地よい暮らしとまちを彩る景観づくり

ねりまのまちは、ゆとりとゆしみ、にぎわいと活力といった多様性をもっています。それぞれの関係性をバランス良く保つことで、歩いて楽しい、心地よい暮らしの舞台となるまちとなります。

●地域の特性を考慮して、地域・まちなみになじむようなデザインを検討してください。  
●地域の大切な資源を保全・活用し、魅力あるまちなみの形成に努めてください。

#### ■みんなで取り組む景観まちづくり

人々の暮らし方はまちの景観に大きな影響を与えます。暮らしやすさを実感でき、歩きたくなり、そして住みつづけたいと思えるようなまちにするために、隣近所、地域でお互いの結びつきを強めながら、景観を育てていきます。

●公共空間や周辺との関係性を考慮し、歩きやすさ、快適性の創出に努めてください。

## 2. 景観まちづくりの方針

区全域における景観まちづくりの方針を次のように定めています。

### みどりが映える景観づくり

農地や屋敷林、大規模な公園や河川等、豊かなみどりをねりまのアイデンティティとして継承し、これを基調とした都市と自然の調和した景観づくりを進めます



白子川沿いの斜面林

光が丘公園

### 都市の骨格を際立たせる景観づくり

河川や幹線道路等を景観軸として、駅周辺や大規模な公園等を景観拠点として位置づけ、区全体を視覚的にイメージできるねりまの魅力ある景観づくりを進めます



大泉学園通り

田柄川緑道

### 心地よい住まいの景観づくり

暮らしやすい都市環境を目指し、美しく快適で心地よいと感じられる、生活の質を高める景観づくりを進めます



みどり豊かなまちなみ

光が丘団地

### にぎわいを育む景観づくり

多くの人が集い交流する駅周辺など、暮らしやすさを支えるにぎわいや活力のある景観づくりを進めます



練馬駅前

石神井公園駅周辺

### 身近な景観資源を活かした景観づくり

地域固有の歴史や文化、四季の情景などを守り活かして、地域の個性や魅力を際立たせ、豊かな暮らしを実感できる景観づくりを進めます



三宝寺

住宅地と屋敷林

### 協働による景観まちづくり

区民、事業者、区がそれぞれの役割を担い協力して取り組むことで、わがまちとして誇りと愛着を育み、目標に示すねりまの景観づくりを進めます



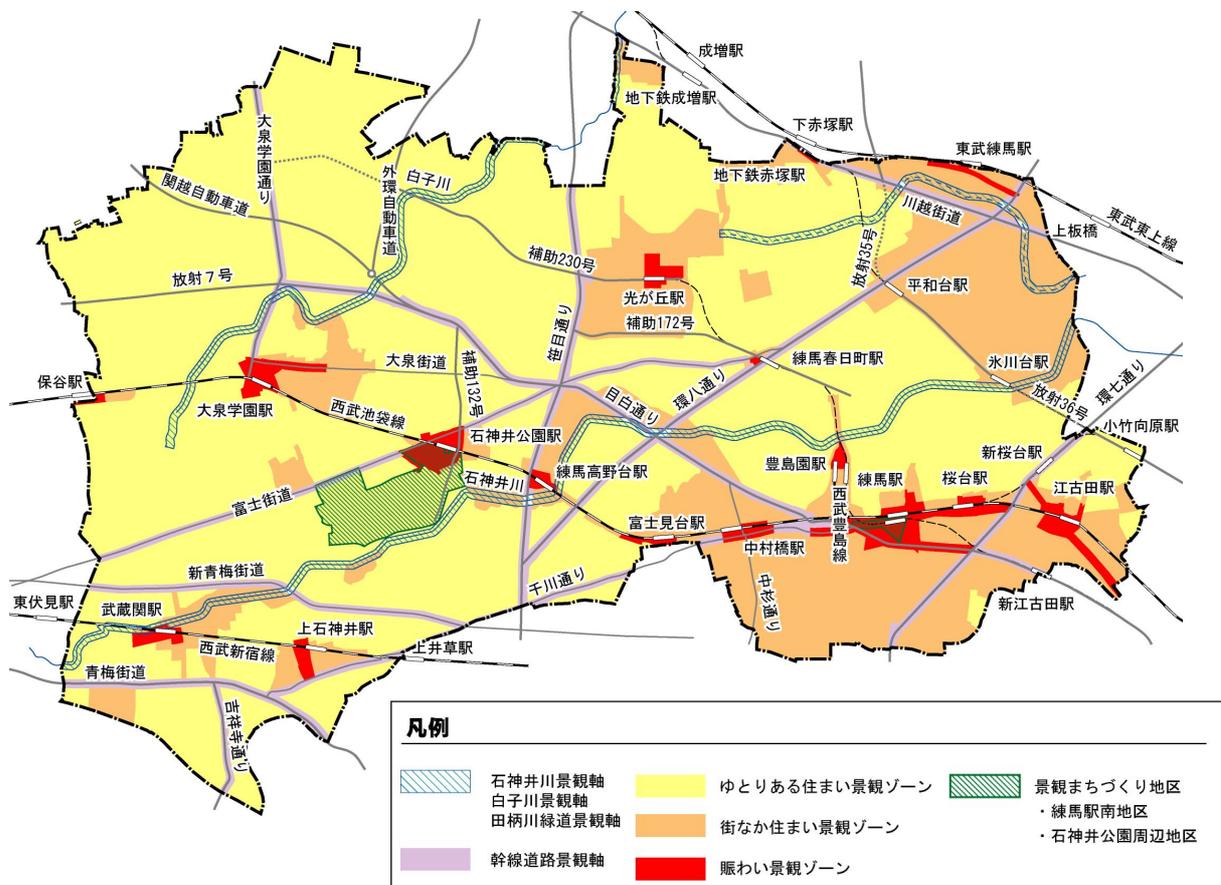
酉の市

照姫まつり

### 3. 区域別の方針

練馬区全域を景観の構造や特性を踏まえ、4つの軸と3つのゾーンに区分します。その上で、各区域別の方針を定めます

区域	区域の考え方
①石神井川景観軸	景観軸に位置づけた石神井川において、河川区域境界から30mの範囲に位置するもの
②白子川景観軸	景観軸に位置づけた白子川において、河川区域境界から30mの範囲に位置するもの
③田柄川緑道景観軸	景観軸に位置づけた田柄川緑道において、緑道境界から30mの範囲に位置するもの
④幹線道路の景観軸	景観軸に位置づけた、笹目通り、目白通り、千川通り、川越街道、青梅街道、新青梅街道、環七通り、環八通り、富士街道、大泉学園通り各道路境界から30mの範囲に位置するもの
⑤ゆとりある住まい景観ゾーン	低層住宅地を主とした区域
⑥街なか住まい景観ゾーン	中高層の住宅団地や、道路基盤の整った中高層住宅を主とした区域
⑦にぎわい景観ゾーン	商業施設等が集積する商業地域を主とした区域

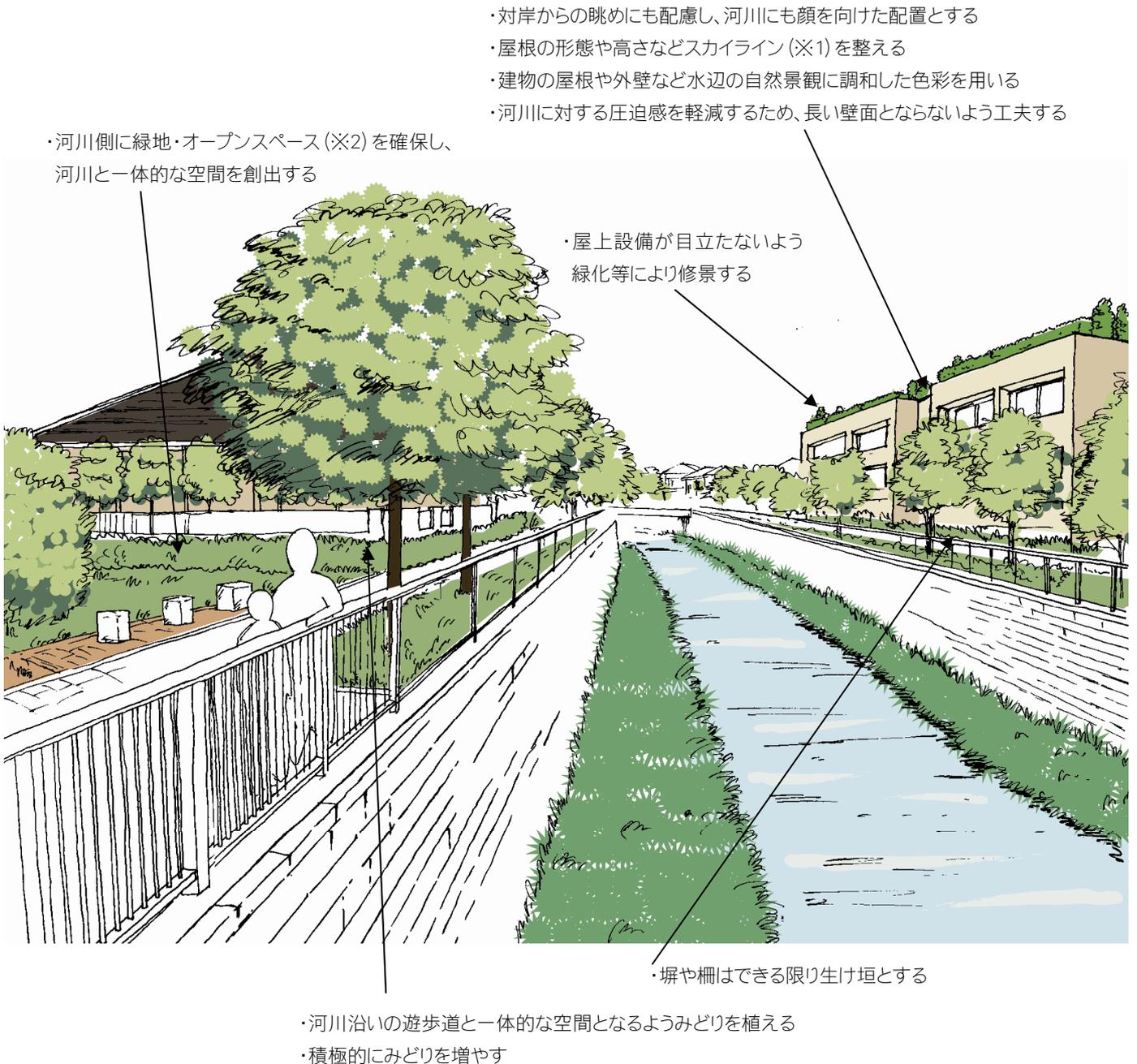


図中の「景観まちづくり地区」は、地区独自の方針を定めた地区で、練馬駅南地区および石神井公園周辺地区の2地区を指定しています。詳細については練馬区景観計画をご覧ください。

## ①石神井川景観軸・②白子川景観軸

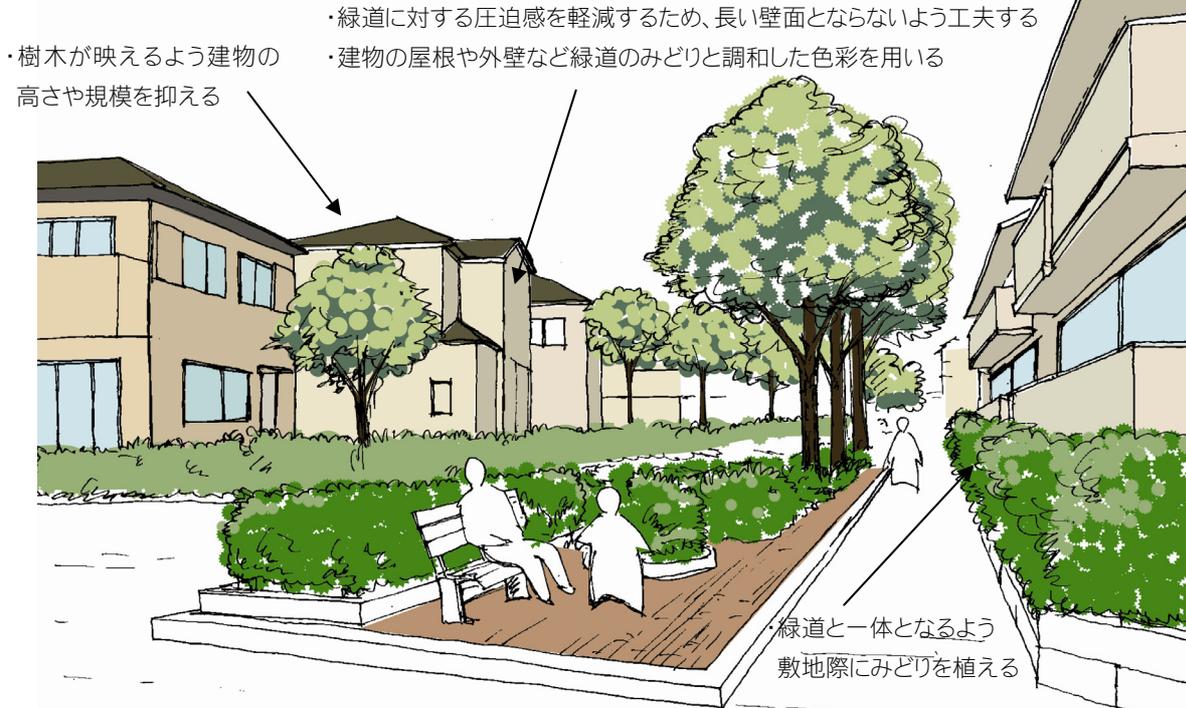
区内を横断して流れる石神井川は、都市の中の貴重な自然環境であり、一部緩傾斜護岸の整備が実施されているなど、区民の憩いの場として親しまれています。

区西部を流れる白子川周辺は、湧水や斜面緑地など豊かな自然環境に恵まれています。また、一部では親水護岸の整備なども進められています。



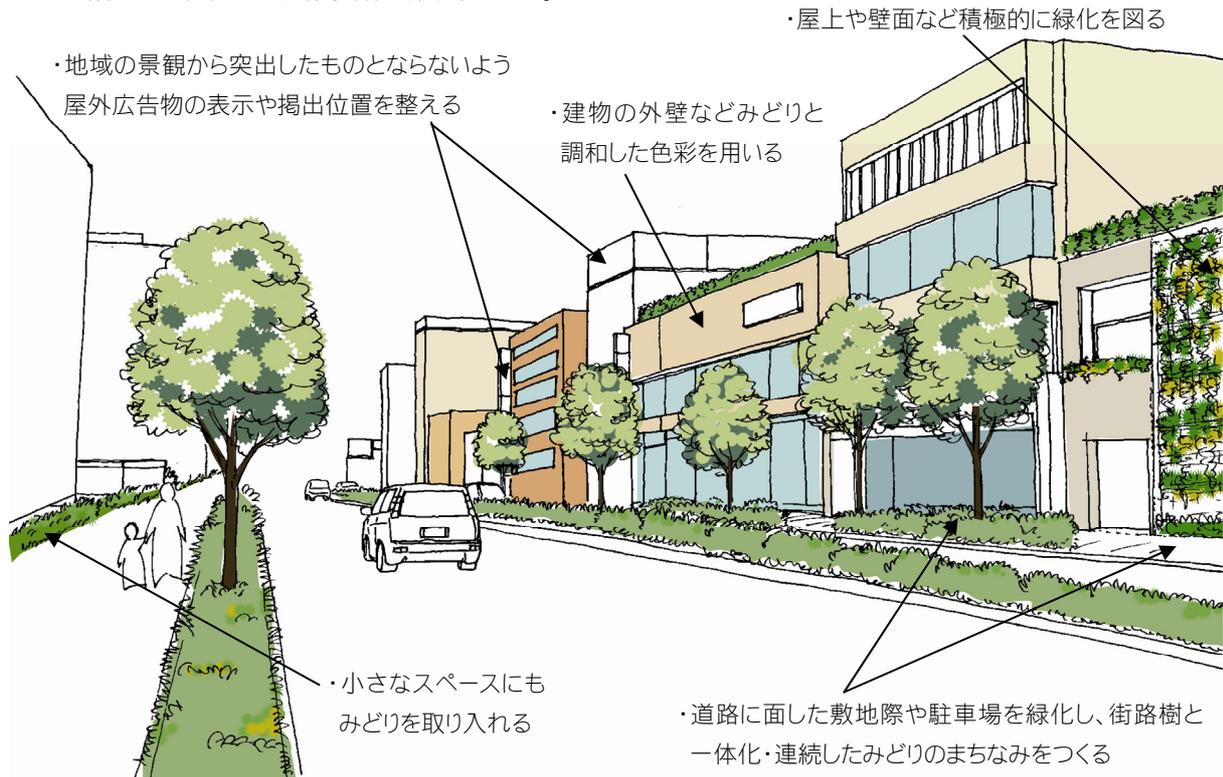
### ③田柄川緑道景観軸

かつての自然河川であった田柄川は、現在一部が緑道として整備されており、橋跡の名称板が設置されているなど、地域の成り立ちを偲ぶことができる、貴重な歴史的景観資源です。



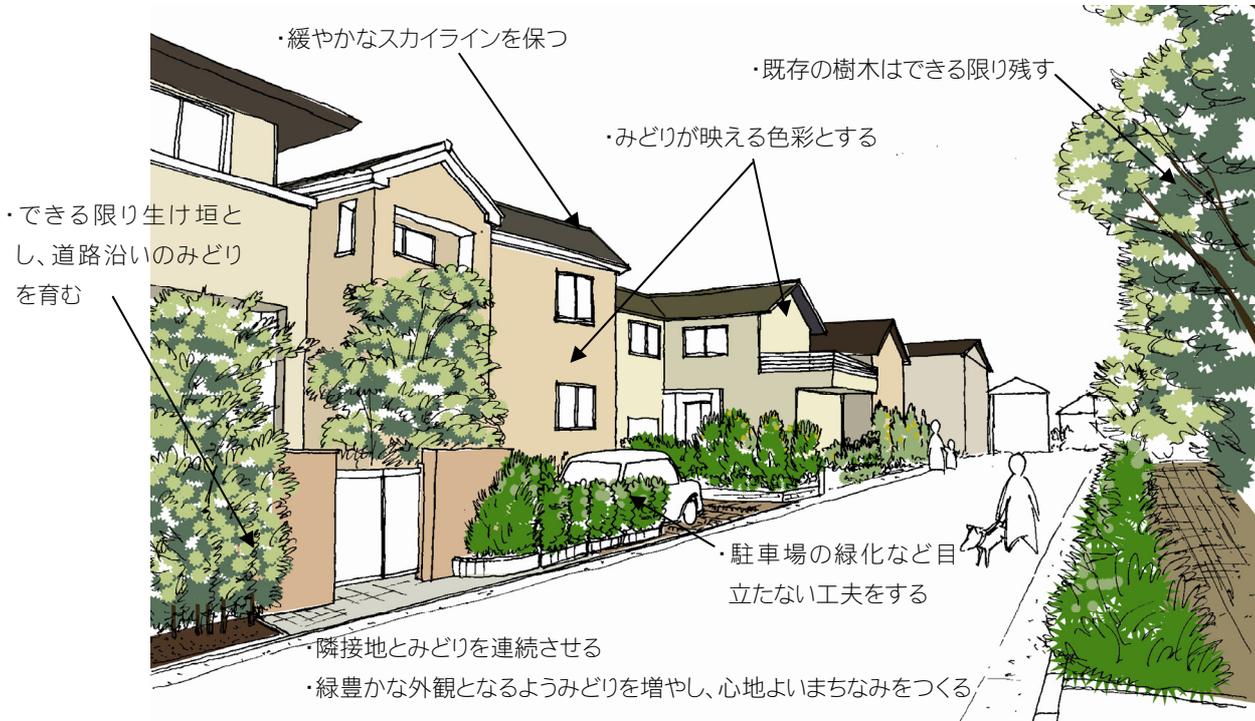
### ④幹線道路景観軸

都市や地域を結ぶ幹線道路の景観は、安全で快適な道路機能の向上とともに、道路と沿道とが一体となった空間としての質的向上を図ることが大切です。また、都市的な眺めの続く、秩序と連続性の感じられる軸として美しい道路景観を形成します。



### ⑤ゆとりある住まい景觀ゾーン

住宅市街地の大半を戸建て住宅を中心とした低層の住宅地が占めており、区内に点在する農地や公園、敷地内の緑地などによって、みどりに囲まれたゆとりのあるまちなみの景觀が形成されています。



### ⑥街なか住まい景觀ゾーン

鉄道各駅周辺や区東部の基盤整備が行われた地区には、中高層住宅が集積する住宅市街地が形成されています。また、光が丘住宅団地をはじめ石神井川周辺などには整備された集合住宅団地があり、豊かな公園緑地が整備された調和のあるまちなみを形成しています。



## ⑦にぎわい景観ゾーン

鉄道駅を中心に商業施設等が集まり、区民の都市生活を支えています。多くの人々が集い交流する都市活動の中心的な場所として、にぎわいと活気のある景観が形成されています。

- ・壁面緑化など敷地内の緑化に努める
- ・複数の看板、広告物をひとつにまとめる
- ・歩行者の視点にあわせた規模とする
- ・過度な演出は避ける



- ・壁面の位置や軒高等をそろえ、まちなみの連続性を形成する

- ・建物の外壁と意匠や色彩をそろえる
- ・落ち着いたデザインを基調に整える
- ・商業地域の一体感や連続性を演出するため、周囲の広告物との調和を図り、形状や色調を揃える

- ・歩行者空間や緑地空間の確保など、ゆとりのある空間をつくる
- ・前面道路と段差の少ない空間を確保し、歩いて楽しい空間の創出に努める

### 【注釈】

- ※1) スカイライン：景色を眺める際に見える地形や建築物の空に対する輪郭線のこと。
- ※2) オープンスペース：建物が建てられていない開放された空間のこと。建築物の足元に設けられている一般に公開された空地や、公共・公益施設の屋外空間、公園をはじめとする広場等を指す。
- ※3) ルーバー：羽板とよばれる細長い板を枠組みに隙間をあけて平行に組んだもの。羽板の取り付け角度によって、風や雨、光、人の視線などを、選択的に遮断したり透過させたりする機能をもつ。

### III 景観形成基準

景観形成基準は、建築物の建築等行為別に、配置や形態意匠などの項目ごとに分けて構成します。

練馬区景観計画では、地域の特性に応じた区域（本書p6参照）ごとに景観形成基準を定めていますが、本書では各区域に共通する行為・要素別の基準を主に解説しています（詳細な内容については区ホームページの景観計画本編を参照してください）。

#### ■景観形成基準の構成

○建築物の建築等行為別の基準

○区域に応じた基準

○建築物の規模に応じた基準

基準の項目		掲載ページ
1. 建築物・工作物の建築等に関する基準	(1) 配置	12-13
	(2) 高さ・規模	14
	(3) 形態意匠	15-17
	(4) 外構等	18-19
2. 開発行為に関する基準	(1) 土地利用	20
	(2) 造成等	
	(3) 緑化	
3. 色彩に関する基準		21-23

#### 【基準の凡例】

区域ごとの基準や大規模建築物の基準など、次のマークで示しています。

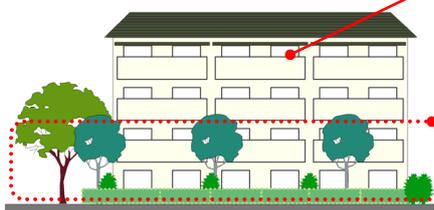
- 全ての区域に共通 共通
- 区域ごとに付加する基準
  - 石神井川
  - 白子川
  - 田柄川緑道
  - 幹線道路
  - ゆとり住まい
  - 街なか住まい
  - にぎわい
- 大規模建築物に付加する基準 大規模建築物

※大規模建築物：高さ 15m以上かつ延べ面積 3,000㎡以上の建築物

建築物の建築等において、規模に応じて次のような基準を定めています。

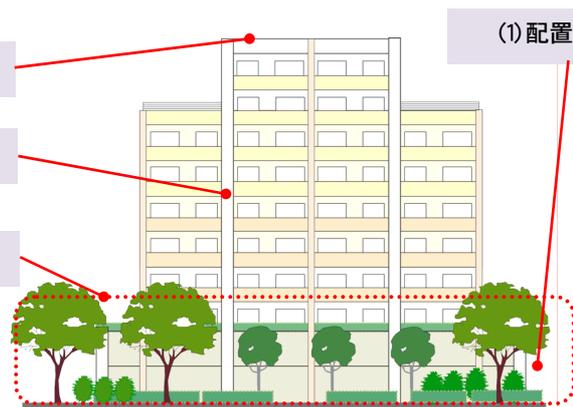
【高さ 15m未満または延べ面積 3,000㎡未満の建築物の建築等に関する基準の例】

- ・外壁や屋根の色彩
- ・外観の緑化 など



#### 【大規模建築物に関する基準の例】

- ・周辺のまちなみに配慮した規模や配置
- ・隣接地との連続性に配慮した外壁の意匠、壁面位置
- ・歩行者空間に配慮した外構 など



# 1. 建築物・工作物の建築等に関する基準

## (1)「配置」に関する景観形成基準

口道路や河川などの公共空間と連続した空地の確保など、公共空間との関係に配慮した配置とする  
口壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺のまちなみに配慮した配置とする  
口敷地内や周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、これらを活かした配置とする

### 方法1 公共空間に配慮する

共通

大規模建築物

- ・道路や歩道と連続したオープンスペースを確保する
- ・公園や広場側にオープンスペースを確保する
- ・オープンスペースに植栽や歩行空間を設けるなど、公共空間と一体となったゆとりや開放感のある空間を形成する

石神井川

白子川

- ・水域側に空地を設け、河川と一体となったうおいのある空間を形成する
- ・河川沿いの道路や、橋梁、対岸等からの眺めを考慮し、河川に対する表情づくり、まちなみづくりに努める

田柄川緑道

- ・緑道側に空地を設け、緑道と一体となったうおいのある空間を形成する
- ・緑道からの眺めを考慮し、緑道に対する表情づくり、まちなみづくりに努める



河川側に植栽を設け、河川空間と一体となつたうおいのある空間形成の例



緑地との連続性に配慮した植栽の配置例



エントランス周辺の開放的な空間づくりをした例



壁面後退部と歩道の仕上げを揃え、公共空間と一体的なデザインとして整備（他都市事例）

方法2 壁面の位置について配慮する

共通

大規模建築物

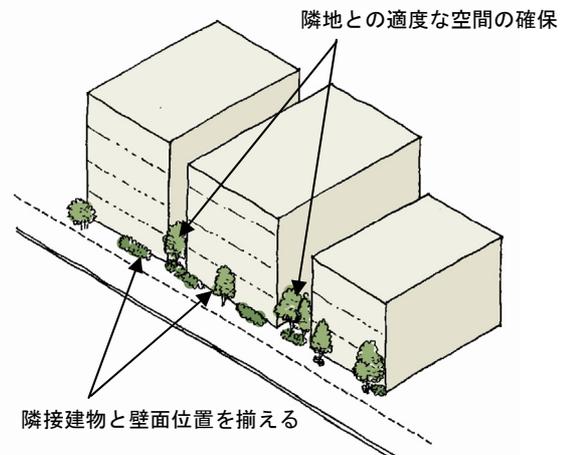
- ・隣接する建築物と壁面位置をそろえるなど、まちなみの連続性を確保する
- ・隣地に圧迫感を与えることがないように、適切な隣棟間隔を確保する

幹線道路

- ・幹線道路に面してオープンスペースや壁面位置の連続性を確保し、ゆとりのあるまちなみ景観を形成する
- ・オープンスペースに植栽を施すなど、通りと一体となった潤いのある空間を形成する



道路と一体となった広場の空間の確保など、ゆとりある歩行空間の形成（他都市事例）



隣接建物と壁面位置を揃える

方法3 歴史的な資源や残すべき自然などを活かす

共通

大規模建築物

- ・既存の樹木はできる限り残し、うるおいのある空間を創出する
- ・敷地内にある自然や歴史的な資源など、できるだけ前面道路などの公共の場からみえるように工夫する
- ・工作物など斜面地への設置は極力避ける



敷地内の樹木を残し、駐車場を整備した例



敷地内の樹木を残し、外観として活用（他都市事例）

# 1. 建築物・工作物の建築等に関する基準

## (2)「高さ・規模」に関する景観形成基準

□ 周辺のまちなみとの調和に配慮し、著しく突出した高さの建築物は避ける。  
□ 道路や河川などの公共空間からの見え方に配慮するとともに、公共空間に対する圧迫感、威圧感を軽減するように努める

### 方法4 周辺との調和に配慮する

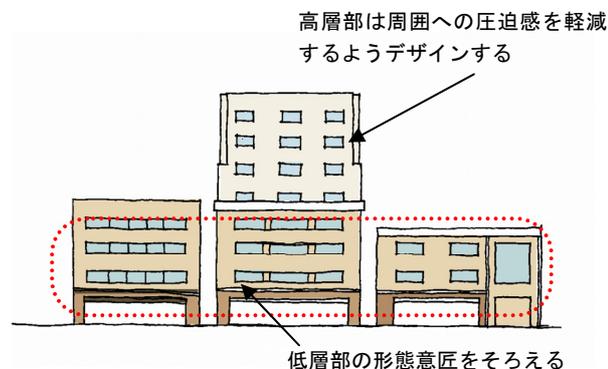
共通

大規模建築物

- ・ 周辺の建築物と調和のとれた建物高さに整える
- ・ 戸建て住宅との調和に配慮して勾配屋根とするなど、形態意匠を工夫する
- ・ やむを得ず周辺と比べて高くなる場合は、周囲の建物と形態意匠をそろえるなど、まちなみとしての統一感や連続性に配慮する



周囲の建物高さと概ねそろえることで秩序あるスカイラインの形成を図った例（他都市事例）



高層部は周囲への圧迫感を軽減するようデザインする

低層部の形態意匠をそろえる

周辺より高い場合、周囲の建物と形態意匠をそろえるなどまちなみの連続性に配慮する

### 方法5 公共空間からの見え方に配慮する

共通

大規模建築物

- ・ 街路樹や公園、広場、屋敷林など周辺のみどりなど自然景観が映えるよう、高さを抑える
- ・ やむを得ず高くなる場合は、壁面を後退し植栽を施すなど、圧迫感を和らげるようゆとりある空間づくりに努める

石神井川

白子川

田柄川緑道

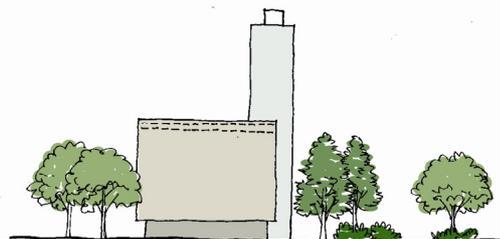
- ・ 河川沿いや橋梁、公園、緑道などからの見え方に配慮し、圧迫感、威圧感を軽減するように努める



河川沿いの見通しなど遠方からの眺めも考慮して周囲とのバランスに配慮した例



背景となる樹林等への眺めを考慮した例



工作物などで、やむを得ず周辺より高くなる場合は、周囲との緩衝空間を確保し植栽を配置する

(3)「形態・意匠」に関する景観形成基準

- 形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく周辺建築物等との調和を図る
- 外壁は、周辺のまちなみへの圧迫感の軽減を図るとともに、単調な印象とならないようにする。
- 屋根・屋上に設備等がある場合は、建築物と一体となるよう意匠や配置を検討し、周囲からの見え方に配慮する
- 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物と一体的な意匠とするなど、目立たないように工夫する。やむを得ず道路に面する場合は、緑化などにより修景する。
- 外壁の素材は、反射光の生じる光沢があるものは極力避ける

方法6 周辺の建築物等との調和に配慮する

共通

- ・外壁の素材や色彩を周辺の建築物とそろえる
- ・街路樹や公園などのみどりになじむよう、外壁等に自然素材を活用するなど、素材や色彩を工夫する



壁面の色彩や屋根形状などに共通性をもたせ、統一感のある落ち着いたまちなみ形成を図った例

方法7 周辺への圧迫感を軽減する

共通

- ・長い壁面となる場合、壁面に凹凸をつける、又は色彩や意匠などで変化をつける
- ・建物の棟を分割する、または開口部を設けるなど、視線が抜ける工夫をする

石神井川

白子川

田柄川緑道

幹線道路

- ・河川や緑道からの見え方を意識し、自然景観との調和に配慮したデザインとする
- ・幹線道路からの見え方を意識したデザインとする



長い壁面とならないようデザインに工夫した例（他都市事例）



単調な印象とならないよう、建物の外壁の意匠や色彩に変化をつけた例（他都市事例）

# 1. 建築物・工作物の建築等に関する基準

## 方法8 歩行者からの見え方に配慮する

共通

大規模建築物

- ・低層部の歩行者の目に付きやすい部分には、木板やレンガタイルなど暖かみのある意匠を施すよう工夫する
- ・寺社や歴史的な建造物が隣接する場合、新旧の違和感を軽減するよう、伝統的な素材や色彩の協調など工夫する

にぎわい

- ・低層部に大きな開口部や開放的な意匠を施すなど、歩行者からの見え方を意識し、低層部の開口部や外壁の色彩等、隣接する建物との連続性や質感に配慮する



神社の参道と一体となった植栽を配置した例



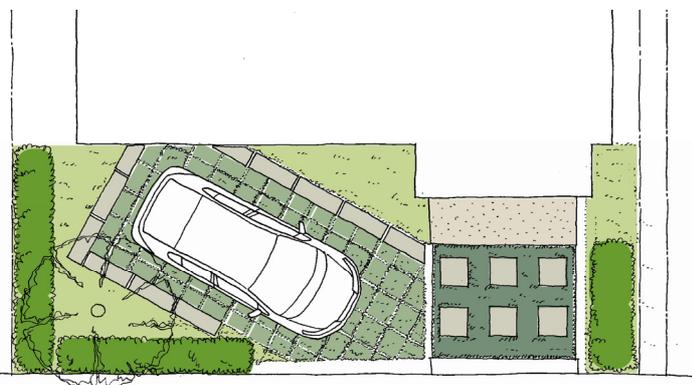
低層部のデザインに共通性があり、秩序の中ににぎわいの感じられるまちなみの形成（他都市事例）

## 方法5—2 公共空間からの見え方に配慮する

共通

大規模建築物

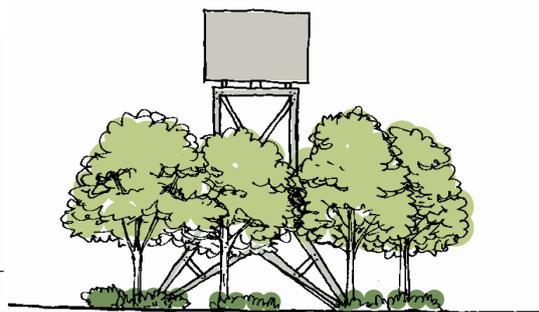
- ・駐車場や駐輪場、ごみ置き場など、公共空間からの見え方に配慮した配置とする
- ・通りから直接見えにくいよう建物の後部に配置する
- ・やむを得ず道路に面する設備などは緑化などにより修景する
- ・工作物など、周囲に対して緩衝空間を確保し、外周部に植栽を施す



駐車場緑化を工夫することで接道面の緑化を増やし景観を向上させる



みどり豊かな駐車場の整備例



周囲を植栽で修景する

方法9 建築物本体との調和、一体化を図る

共通

大規模建築物

- ・屋根・屋上に設備がある場合、道路から直接見えない位置に配置する。またはルーバーや緑化により修景する(目立たないようにする)
- ・室外機などの附帯設備について、建築物と一体となるよう意匠や配置を工夫する
- ・附帯設備など、建築物の外壁と同様な素材、色彩のルーバー等を設置するなど、建築物本体との調和を図る
- ・構造物や設備、ごみ置き場など、目立たないよう工夫する
- ・建築物と一体となっている工作物は、建築物本体と同じ色調とするなど、一体的なデザインとする



建築物の外壁と階段室を一体的にデザインした例  
(他都市事例)



ごみ置き場の修景例

方法10 屋外広告物の設置等周辺景観に配慮する

共通

大規模建築物

- ・建築物と一体的なデザイン・規模での設置とする
- ・屋外広告物とその表示するためのフレームや設置台等のデザイン、建築物のデザインとの一体化、調和を図る
- ・建物テナントの屋外広告物の集約化を図る



テナントの広告物を集約した例  
(他都市事例)



看板の大きさと掲出位置をそろえた例 (他都市事例)



建物と一体的にデザインし周囲に配慮した例 (他都市事例)

※練馬区景観計画では、屋外広告物の景観形成基準を定めていませんが、看板などの屋外広告物を設置する場合は、地域の景観から突出したものとならないよう大きさや形態、色彩等を配慮してください。

## 1. 建築物・工作物の建築等に関する基準

### (4)「外構等」に関する景観形成基準

- 隣接する空地との連続性を確保する
- 外構計画は、隣接する敷地や道路など、周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とする
- 道路等公共空間に面する部分の緑化を図り、周辺の緑と連続させる。また、屋上や壁面の緑化を積極的に行う。
- 緑化にあたっては、樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な育成が可能となるよう、植栽地盤を工夫する
- 塀や柵を設置する場合は、できる限り生垣とする
- 周囲の環境に応じた夜間の景観を検討し、周辺の景観に応じた照明を行う

#### 方法11 外構デザインを工夫する

##### 共通

- ・ゆとりある歩行空間に寄与するよう、仕上げや植栽等を工夫する
- ・敷地内のオープンスペースについて、接する道路の仕上げや色調をそろえるなど、公共空間と一体的な空間づくりに努める



公共空間と一体となったオープンスペースの確保、植栽などにより快適な歩行空間を創出（他都市事例）

#### 方法12 周辺との調和、連続性に配慮した緑化を施す

##### 共通

- ・周辺建築物や街路樹、公園や屋敷林などの周辺の緑と一体的な植栽を施す
- ・屋上やベランダ等において積極的に緑化する

##### 石神井川

##### 白子川

##### 田柄川緑道

- ・河川側や緑道に面する場所では、隣接する空地との連続性を確保する。  
河川や緑道からみてまちなみの連続性を確保するために公共空間に面して緑化を施す
- ・道路等公共空間に面する部分の緑化を図り、周辺の緑と連続させる。また、屋上や壁面の緑化を積極的に行う。



緑道のみどりとの連続性に配慮した植栽の例



向かい合う建物同士で道路に面して植栽を施し、緑豊かな道路空間を形成している例

方法13 みどりによりまちなみを演出する

共通

大規模建築物

・接道部に植栽を施すなど、道路に面する部分の緑化に努める

幹線道路

・主要な交差点では、街角広場やシンボルとなる樹木等の植栽など、街角を印象づけるように努める。

にぎわい

・店先に植栽を施すなど、憩いやうるおいのある空間の演出に努める

にぎわい

大規模建築物

・前面道路と段差のない空地を確保するなど、歩行者の通行に資する空間の創出に努める



小さなスペースを活かした植栽によりまちなみを演出している例



低層部の緑化やテラスのデザイン例（他都市事例）



店先の緑による演出例



店舗の壁面緑化による街角の演出例（他都市事例）

方法14 落ち着いた夜の照明とする

共通

大規模建築物

・過度な演出とならないよう、周辺の住宅地等に配慮した照明とする



間接光の採用や光源の規模を抑えるなど過度な照明とならないよう配慮した例（他都市事例）



店内の照明のみによる演出の例（他都市事例）

## 2. 開発行為に関する基準

### (1)「土地利用」に関する景観形成基準

- 事業地内の将来的な景観まちづくりのイメージを意識した計画とする。
- 事業地内に、歴史的な遺構や残すべき資源がある場合は、その周辺を公園等の空地に取り込んだ計画とする。
- 区画割によって不整形な土地が生じる場合には、そのままにするのではなく、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。
- 大規模開発などで電線類を整備する場合は、目立たない場所に設置するなどの工夫をする。

### (2)「造成等」に関する景観形成基準

- 大幅な地形の改変を避け、長大なよう壁や法面などが生じないようにする。
- よう壁や法面は、圧迫感の軽減を図るため、前面に植栽を施す、又は法面を緑化するなどの工夫をする。

#### 方法15 自然環境との調和に配慮する

##### 共通

- ・やむを得ず、よう壁や法面を設置する場合には、できるだけ規模を小さくする
- ・法面の勾配を緩やかにする、または段差をつけるなど、圧迫感の軽減を図る
- ・よう壁に石材の使用、石積み風の化粧、緑化や手前への植栽帯の配置、地域で古くから用いられている素材・工法の採用など、周辺の景観になじむよう工夫する

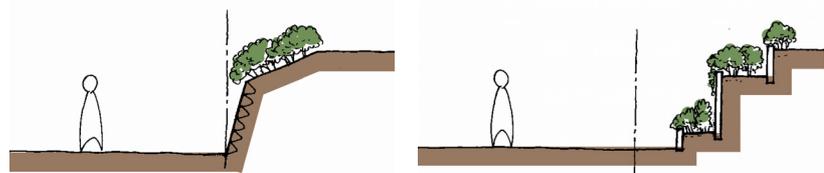


緩やかな法面で、緑化や自然素材等を活かし周辺の景観になじむように工夫した例

### (3)「緑化」に関する景観形成基準

- 造成後の事業地は、緑化を行うなどの措置を行い、事業地内外の緑が、周辺の公園、緑地等や散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。
- 緑化にあたっては、周辺の環境に適した樹種等による緑化を行う。

#### 方法12-2 周辺との調和、連続性に配慮した緑化を施す



外周部への植栽配置、歩行者空間と一体的な空間の確保など、周辺との連続性を創出する

### (1) 色彩景観の基本的な考え方と配慮事項

色彩については、p23 に示すように定量的な基準を定めていますが、景観まちづくりを進める上で、色彩の相互の関係が重要になります。建築物等の色彩を考える際、また、地域でのまちづくりの検討や事業者による宅地開発の際には、次のような点をご検討下さい。

#### ●周囲のまちなみとの色彩調和

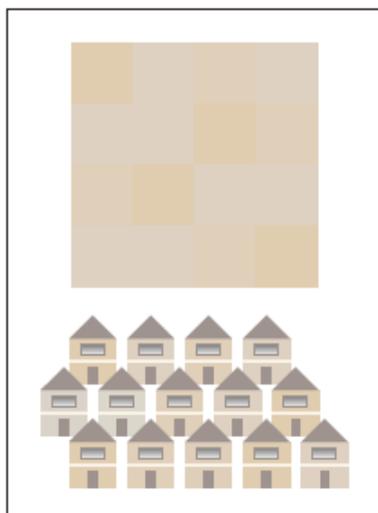
・まちなみの色彩に連続性や共通性をもたせるためには、色彩の三属性である色相や明度、彩度 (p22 「マンセル表色系について」参照) のいずれかをそろえる方法などが考えられます。

##### ①類似色でそろえる配色

グレー系やベージュ系など、色相や明度、彩度がよく似た色相を組み合わせて用いる配色です。

最も統一感を得やすく、落ち着いた景観にまとめることができます。

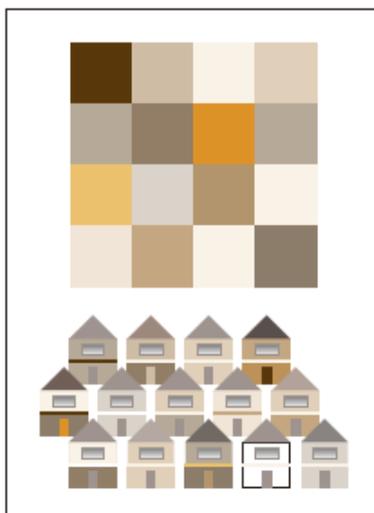
同じような色彩でそろえすぎると単調で不自然な景観になる場合もあります。



##### ②色相をそろえる配色

色相に共通性を持たせながら、明度や彩度に変化をつける配色です。

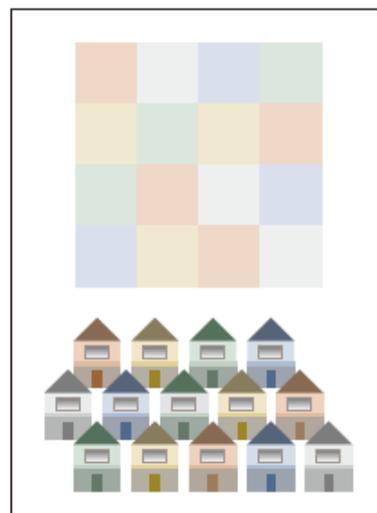
一般的な建築物は、YR (黄赤) 系やY (黄) 系など狭い範囲の暖色系色相で構成されている場合がほとんどです。暖色系色相でまちなみをそろえると、暖かく自然な景観にまとめることができます。



##### ③トーンをそろえる配色

色のトーン (色調) をそろえ、色相に変化をつける配色です。

隣り合う建築物等の色彩を穏やかなトーンでそろえると、全体としては落ち着いた統一感が感じられ、個々の建築物には多色の華やかさが感じられる景観にまとめることができます。



#### ●地域でよく用いられる色彩を基本に考える

- ・区内の建築物等の色彩は暖色系 (YR (黄赤) やY (黄) 系) 色相の低彩度色 (派手さを抑えた落ち着いた色のある色彩) が基本となっています。
- ・色彩を考える際、普通とは違う外観をつくらうという発想が生まれがちですが、地域の多くの建築物等に用いられているごく普通の色彩は美しさや機能性、経済性などの観点から、永い時間をかけて洗練されてきた色彩であり、合理的な色彩計画の基本色といえます。

#### ●建築物等の規模や形態、材料などを考える

- ・同じ色彩を用いても、建築物等の規模や使用部位によってその印象は大きく異なります。
- ・色彩には面積効果があり、色面が大きくなると派手な色や暗い色はその特徴がより顕著に表れます。そのため、大規模な建築物においては、より慎重に色彩を選定することが大切です。
- ・また、全体を単色で仕上げるのではなく、建築物の形態、部位に応じて色彩を使い分けるなど、きめ細やかな配色を行うことで、威圧感を軽減し変化のある外観をつくりだすことができます。

### 3. 色彩に関する基準

#### ●景観の中で目立たせるもの、なじませるもの

- ・都市の色彩を考える上で、土砂や岩石、植物の緑など自然物の色彩との調和を考えることが大切です。
- ・植物の葉の色は、自然の彩りを活かした景観づくりの上で重要です。一般的な落葉樹の葉の彩度は6前後であり、これ以上に鮮やかな色彩が建築物等の人工物に用いられると自然の彩りや存在感が阻害されてしまいます。
- ・建築物などの色彩を考える際、周囲の景観の中での役割を考えることが大切です。
- ・一般に景観の中で目立たせるべき色彩は、小さなものや季節等によって変動するもの、サインとして特別な意味を持つもので、建築物や土木構造物等の色彩は景観のベースとして穏やかで周囲になじむことが求められます。

- 変化
- 一時的
- 小面積
- 強い対比
- 動的
- アクセント

- 例えば  
交通標識  
祭事の色  
花  
公共サイン  
交通機関の車両 など

- 例えば  
樹木の緑  
モニュメント  
建築物・アクセント  
建築物・低層部 など

- 例えば  
デッキ・橋・歩道橋  
ストリートファニチュア  
路面舗装  
建築物・中高層部  
建築物・屋根 など

- 不変
- 長期的
- 大面積
- 強い対比
- 静的
- ベース

目立たせる色

高彩度色



中彩度色



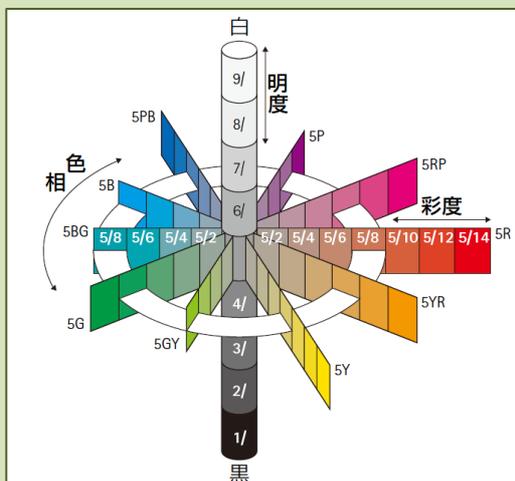
低彩度色



ひかえめにする色

#### マンセル表色系について

一般的に色を表現する際には「赤」や「青」などの色名を用いますが、色の解釈には個人差があり、客観的に正確な色彩を伝えることができません。そのため、本書では色彩を正確かつ客観的に表すため、日本工業規格 (JISZ8721 色の表示方法) にも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。「マンセル表色系」ではひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。



マンセル表色系の仕組み

#### ●色を表す3つの属性について

○色相(しきそう)は、色合いを表します。10種の基本色(赤・黄赤・黄・黄緑・緑・青緑・青・青紫・紫・赤紫)の頭文字をとったアルファベット(R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP)とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPは0R、10Rは0YRと同意です。

○明度(めいど)は、明るさを0から10までの数値で示します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には、もっとも明るい色で明度9.5程度、最も暗い色で明度1.0程度です。

○彩度(さいど)は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなり赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。

(2)「色彩」に関する景観形成基準

口色彩は、練馬区景観計画の景観形成基準に示す色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。

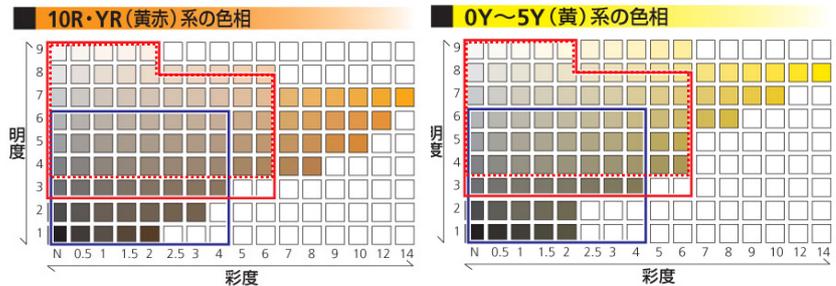
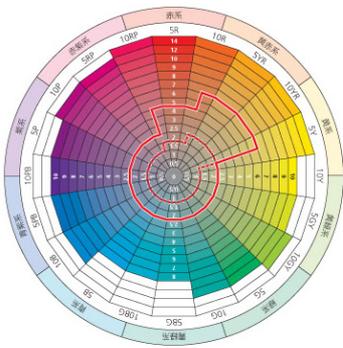
別表 色彩基準

**凡例**

- 外壁基本色の使用可能範囲  
(外壁の4/5はこの範囲から選択)  
高さ 60m以上または延べ面積  
3万㎡以上の建築物等(注1)  
の外壁基本色の使用可能範囲
- 屋根色の使用可能範囲

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R~9.9R	3.0以上8.5未満の場合(注1)	4.0以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	0YR~5.0Y	3.0以上8.5未満の場合(注1)	6.0以下
屋根色	0YR~5.0Y	3.0以上8.5未満の場合(注1)	2.0以下
		8.5以上の場合	2.0以下(無彩色含む)
	その他	3.0以上8.5未満の場合(注1)	2.0以下(無彩色含む)
		8.5以上の場合	1.0以下(無彩色含む)
屋根色	0YR~5.0Y	6.0以下	4.0以下
	その他	6.0以下	2.0以下(無彩色含む)

注1 高さ 60m以上または延べ面積3万㎡以上の建築物、高さ 60m以上または築造面積3万㎡以上の工作物は、東京都景観計画(一般地区)の基準を踏襲し、外壁の基本色の明度は4以上とする。



■外壁基本色(※)の使用可能範囲  
(実線: 明度 3.0以上 8.5 未満, 点線: 明度 8.5 以上)  
※外壁基本色: 外壁各面の 4/5 以上の範囲に用いる色彩のこと

■色相ごとの使用可能範囲(例示)

注) 使用する素材等に応じて、この基準に適合していてもよいものがあります。詳しくは景観計画本編を参照してください

練馬区の色彩について

練馬区の色彩基準を設定するため、区内でよく使われている色彩「基調色」の調査を実施しました。その結果から、練馬区内の色彩の特徴が次のように示すことができます

**色相** グラフが示す練馬の特徴

色相は、見るひとに暖かい印象を与えるYR(黄赤)系やY(黄)系の色彩が多く、全体の8割を超えています。

→練馬のまちなみは暖かい

**明度** グラフが示す練馬の特徴

明度は、適度な明るさのある7~9程度の色彩が最も多く、全体の過半数を占めています。

→練馬のまちなみは明るい

**彩度** グラフが示す練馬の特徴

彩度は、穏やかで落ち着いた印象のある4以下の色彩が多く、全体の9割を超えています。

→練馬のまちなみは穏やか

色相別の割合

- GY(黄緑)系 0.66%
- G(緑)系 1.31%
- BG(青緑)系 0.66%
- B(青)系 0.66%
- PB(青紫)系 0.22%
- N(無彩色) 8.30%
- R(赤)系 4.15%
- Y(黄)系 26.86%
- YR(黄赤)系 57.21%

明度別の割合

- 2以上3未満 1.09%
- 3以上4未満 5.02%
- 4以上5未満 8.30%
- 5以上6未満 7.86%
- 6以上7未満 14.41%
- 7以上8未満 25.33%
- 8以上9未満 26.86%
- 9以上 11.14%

彩度別の割合

- 10超 0.87%
- 9超10以下 0.44%
- 8超 0.44%
- 7超8以下 4.15%
- 6超 0.87%
- 5超 0.87%
- 4超 7.21%
- 3超4以下 17.47%
- 2超3以下 17.47%
- 1超2以下 32.53%
- 0.5超1以下 18.78%
- 0.5以下 17.25%

---

## 練馬区景観ガイドライン

平成 24 年 3 月発行

編集・発行 練馬区環境まちづくり事業本部  
都市整備部 都市計画課

〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1

TEL 03-3993-1111(代表)

---